

- 5 処分庁は、令和6年9月18日付け6熊広福第294号により審査請求人に対し、交付申請の却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 6 審査請求人は、令和6年10月2日付けで、熊取町長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 事実関係

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法

ア 法において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう（第4条）。

イ 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる（第15条第1項）とされ、都道府県知事の定める医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない（同条第3項）。

ウ 都道府県知事は、法第15条第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならず（同条第4項）、審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない（同条第5項）。

エ 法別表第5項には、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」が掲げられている。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

地方社会福祉審議会に、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く（第11条第1項）。

(3) 施行令

都道府県知事は、法第15条第1項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない（第5条第1項）。

(4) 施行規則

ア 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、法第15条第1項に規定する医師の診断書、同条第3項に規定する意見書等を添えて行うものとする。（第2条第1項）。

イ 障害の級別は、等級表のとおりとされ（第5条第3項）、最も障害の程度が重い1

級から最も障害の程度が軽い7級までに区分され、等級表の各欄において、障害の種類ごとに、各級に該当する障害の程度が掲げられている。そして、心臓機能障害のうち「心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」は4級とされている。

(5) 認定基準

等級表4級に該当する障害は次のものをいう。

- (ア) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。
- a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
 - b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
 - c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
 - d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの
- (イ) 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- (ウ) ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は本件処分の取消しを求め、次のとおり主張している。

(1) 令和6年6月10日に身体障害者手帳交付申請をおこなった際、審査請求人が提出した診断書等には、「障害に該当する（4級相当）」と記載されていたにもかかわらず、処分庁の事務処理過程において、診断書が「障害に該当しない」に書き換えられ交付申請を却下されたこと、また、審査請求人に診断書等を書き換えた旨の連絡もないままに却下の処分をおこなったことは不当である。

(2) 本件処分の通知書において、認定基準に合致する項目が認められなかったとあるが、審査請求人が口頭意見陳述の際に提出した資料「心臓機能障害等級表と診断のポイント」88ページの右欄には、『4級については上位等級のa～hの所見も採用可能である』と記載されている。同ポイント87ページ 障害程度等級表 解説1 18歳以上の場合、(1) 等級表1級に該当する障害 アのa～hに掲げる所見のうち、『b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの』を該当する所見として採用し、4級相当と判断すべきものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、次のとおり主張している。

- (1) 熊取町は、身体障害者手帳の交付事務に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 の規定により、大阪府から権限移譲を受け、認定基準に基づき、診断書等の各所見が等級表に該当するかどうかについて審査しているところである。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請時に提出された診断書等について、認定基準に基づき審査したところ、身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見欄（以下「意見欄」という。）では「障害に該当する」となっているが、所見等の内容が認定基準を満たしておらず、疑義が生じたため「身体障害者手帳に係る交付手続及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成 21 年 12 月 24 日付け障発 1224 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発）の通知における「都道府県知事は、申請書に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。」に基づき、当該疑義に係る照会のため医師へ診断書等を返却した。照会の結果、法第 15 条第 3 項の意見につき、『(障害に) 該当しない』と修正された診断書が提出されたところである。
- (3) 等級表において、心臓機能障害 4 級は、「心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」と規定されている。
- (4) 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成 15 年 1 月 10 日付け障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長発）における身体障害認定要領（以下「認定要領」という。）の『第 5 心臓機能障害』『1 診断書の作成について』『(2)「心臓の機能障害の状況及び所見」について』『オ「4 活動能力の程度」（18 歳以上用）について』には、次のとおり示されている。

心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成にあたってはこの点を十分留意し、いずれか 1 つの該当項目を慎重に選ぶことが必要である。

診断書の活動能力の程度と等級の関係は、次のとおりつくられているものである。

- ア…非該当
- イ・ウ…4 級相当
- エ…3 級相当
- オ…1 級相当

また、認定基準には、等級表 4 級に該当する障害として次のとおり示されている。

- (ア) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。
 - a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
 - b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
 - c 心電図で S T の低下が 0.2mV 未満の所見があるもの

- d 運動負荷心電図でS Tの低下が0.1mV以上の所見があるもの
- (イ) 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- (ウ) ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
- (5) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）第5条第1項において「法第15条第1項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。」と規定されている。
- (6) 診断書等に記載された医師の診断は、「4. 活動能力の程度」が『イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの』であるが、臨床所見で部分的心臓浮腫がないこと、また、医師の意見が「障害に該当しない（別表に掲げる項目に該当しない）」であり、認定基準に照らし合わせ審査し、施行令第5条第1項の規定により審議会に諮問したところ、「手帳非該当」とする答申を受けた。
- (7) 審議会では、認定基準のほか診断書の内容全体を踏まえた上で審議している。
- (8) 診断書等の疑義照会等により、身体障害者手帳交付手続きに時間を要する旨、処分庁から審査請求人へ複数回架電したが、連絡がつかなかった。
- 以上により、認定基準に該当しないと判断し、令和6年9月18日付けで行った本件処分は妥当であり、何ら違法、不当な点はない。

第4 理由

1 行政不服審査会の判断

(1) 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、違法又は不当と認められる点は窺われない。

(2) 本件処分の適法性・妥当性について

審査請求人が主張するとおり、医師が作成した診断書等の意見欄には「障害に該当する」と記載されていたが、医師への照会の結果、当該医師により「該当しない」に訂正されたものであり、当初、診断書等の意見欄は「該当する（4級相当）」であった。しかしながら、厚生労働省通知には「申請時に提出された診断書等に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて診断書等作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする」とされており、処分庁による医師への照会、また照会を受けた医師による訂正等について違法又は不当な点は認められない。一方、医師あるいは処分庁

から審査請求人へ意見書等の訂正があったことの説明がされておらず、本審査請求がなされた理由の一つとなっている。

- 認定基準によると、心臓機能障害における4級相当の認定は、
- (2) 認定基準によると、心臓機能障害における4級相当の認定は、
- ①心電図所見において心房細動（粗動）、期外収縮、STの低下が0.2mV未満又は運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下のいずれかの所見があり、かつ活動能力の程度が（ウ）の者
 - ②臨床所見で心臓浮腫があり、かつ活動能力の程度が（イ）の者
 - ③ペースメーカー等の植え込みがクラスIIの相対適応者で運動メッツが4以上の者のいずれかに該当することとされている。審査請求人の診断書等は活動能力の程度が（イ）であり、心臓浮腫の臨床所見がないことから、認定基準における4級の基準を満たしていない。これは（1）で述べた医師への照会を行った理由でもある。

法施行令第5条には申請が障害に該当しないと認める場合、また、厚生労働省通知の第一2（3）においては医師への照会によっても障害に該当するか否かについて疑いがある場合は地方社会福祉審議会に諮問することとされ、本事件においては大阪府社会福祉審議会に諮問、答申を経たうえで処分を行っており、手続きに違法、不当な点は認められない。

審査請求人が提出した東京都心身障害者福祉センター作成の身体障害者福祉法第15条指定医講習会資料『心臓機能障害等級表と診断のポイント』の4級の認定において「上位等級であるa～hの所見も採用可能」との記載については、診断書等の活動能力の程度が（ウ）である場合に心電図所見として採用することを可能とする趣旨のただし書きであることが認められ、審査請求人の診断書等における活動能力の程度は（イ）であることから、4級相当と判断するには心臓浮腫の所見が必要となり、当該資料を根拠に4級相当と判断すべきという審査請求人の主張を認めることはできない。

第5 結論

行政不服審査会の判断と同様の理由により、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

第6 付言

なお、答申書には付言として、本件処分にかかる事務手続きに関し、次のとおり言及されている。審査庁としても今後の処分庁に事務において改善を図られるよう求めるものである。

（以下、行政不服審査会答申書より引用）

審査請求人は本審査請求の理由を「医師が作成した診断書、意見書の意見欄に障害のてい

どが4級相当にがいとうすると記載されているにもかかわらず、がいとうしないに書きかえられていた。」(原文ママ)と審査請求書、反論書において主張した。これは審査請求人の行政に対する不信の現れと考えられる。

身体障害者手帳の認定においては、法令、または通知などにおいてその手続きが詳細に規定されており、意見書等の内容に疑義が生じた場合は医師への照会を行うものとされているところである。本件は、処分庁において意見書等の内容について疑義が生じたため医師へ照会したところ、医師が最終的に意見書等の訂正を行ったものであるとはいえ、その内容に大きな変更が生ずるなどした場合は、審査請求人に対し事前に十分な説明を行うなど丁寧な対応をお願いしたい。

令和7年3月21日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。